

川崎市廃棄物減量指導員支援団体報償金 交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）第12条に規定する廃棄物減量指導員の活動を支援している住民組織団体等に対する報償金（以下「報償金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 報償金の交付は、廃棄物減量指導員等に関する要綱第3条の規定により委嘱を受けた廃棄物減量指導員を有する市内の町内会・自治会等の住民組織団体及び区町内会連合会（以下「交付対象団体」という。）に対して行う。

(交付の基準)

第3条 報償金は、4月から翌年3月までの期間内において、交付対象団体が実施した次の各号に定める活動に対し、交付するものとする。

- (1) 廃棄物の減量・リサイクルに関する活動
- (2) 廃棄物の分別排出に関する活動
- (3) 美化活動
- (4) その他市長が有効と認める活動

(報償金の額)

第4条 報償金の額は、交付対象団体1団体につき当該年度の予算の範囲内で定める交付基準額を限度とする。

(交付の申請)

第5条 交付対象団体が、報償金の交付を受けようとするときは、川崎市廃棄物減量指導員支援団体報償金交付申請書（第1号様式）及び活動状況報告書（第2号様式）を翌年1月末日までに市長に提出しなければならない。

(交付の時期)

第6条 市長は、前条による申請を適正と認めた場合は、原則として申請を受理した日から2ヶ月以内に報償金を交付するものとする。

(交付の方法)

第7条 報償金は、原則として口座振込により交付するものとする。

(報償金の返還)

第8条 市長は、交付対象団体が、虚偽の申請その他不正な行為により報償金の交付を受けたと認めたときは、すでに交付した報償金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条の規定にかかわらず、平成17年度における報償金は、4月から12月までの活動に対して交付するものとする。

3 第5条の規定にかかわらず、平成17年度における申請は年度内とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定による様式で、現に残存するものについては、当分の間、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の要綱の規定による様式で、現に残存するものについては、当分の間、引き続きこれを使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

川崎市廃棄物減量指導員支援団体報償金交付申請書

(活動期間： 年4月～ 年3月分)

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

(申請者) 団体名： _____

会 長： _____

住 所： _____

電話番号： _____ () _____

(会計) 事務担当者： _____

電話番号： _____ () _____

川崎市廃棄物減量指導員支援団体報償金交付要綱第5条に基づき、報償金の交付を申請します。つきましては、次の金融機関口座に振込みを依頼します。

振込先	金融機関名				支店名							
					支店							
	店番号	預金種目		口座番号								
	普通 ・ 当座 (○で囲んでください。)											
通帳名義	※カタカナで記入してください。 ※名義は省略せず、通帳の登録どおり正確に記入してください。 (1字でも違うと振込できません。)											

※初めて申請される場合、又は前回の申請以降に振込先や名義人を変更した場合は通帳の写しを添付してください。

活動状況報告書

(活動期間： 年4月～ 年3月分)

令和 年 月 日

(あて先) 川崎市長

(報告者) 団体名： _____

会長： _____

住所： _____

電話番号： _____ () _____

川崎市廃棄物減量指導員支援団体報償金交付要綱第5条に基づき、活動状況について次のとおり報告します。

該当する項目をチェックし、その具体的な活動内容を記入してください。

項目	具体的な活動内容
<input type="checkbox"/> ごみの減量・リサイクルに関する活動	
<input type="checkbox"/> ごみの分別排出に関する活動	
<input type="checkbox"/> 美化活動	
<input type="checkbox"/> その他	